



2026年度教育要求・提議書

1. 1966年にユネスコにおける特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」、CEART勧告を尊重して教育行政をすすめること。
2. 貴教育委員会がすすめる教育行政は憲法と教育の条理にもとづいてすすめること。
3. 政治の教育への不当な介入を許さず、教育の自由、教職員の政治的自由を尊重すること。
4. 労使慣行を尊重し、事前協議は誠意をもってつくすこと。
5. 勤務・労働条件に影響する変更は、全教豊中教職員組合と必ず事前協議を行うこと。組合から交渉の申し入れがあれば「誠実団交義務」を守って、交渉をおこなうこと。
6. 教職員の長時間労働が社会的に問題になっている。豊中市においても多くの教職員が勤務時間内に仕事が終わらない状況である。ゆきとどいた教育を保障するために、教職員がゆとりをもって教育活動できる環境整備をすすめる必要がある。
 - ①学校としての対応が必要な時間外勤務(朝早く勤務が必要)がある場合、「勤務時間の割り振り」の変更ができることを学校長に周知するなどして、7時間45分を超えての超過勤務の負担を軽減すること。
 - ②国・府に対してさらなる少人数学級や教職員定数増を求めること。
 - ③「教員不足」を解消するため必要な新規採用者数を増やすこと。
 - ④豊中市として国に先行して中学校35人学級をすすめること、また小学校35人越え学級への人的配置をおこない教職員の負担を軽減し、子どもたちへのていねいなかわりができるようにすること。
 - ⑤「持ち授業時間数」を減らして、勤務時間内に教材研究する時間を保障すること。
 - ⑥年度当初に、新年度教育計画を進める上で必要な人的(首席補助・時間講師等)な教育環境整備を行うこと。
 - ⑦前倒し任用(事前任用)をフルに活用して、7月末までに産休に入る人が安心して休めるようにすること。
 - ⑧専科の人員配置を増やし負担軽減をはかること。
 - ⑨教科担任制をすすめるなら、それに見合った人員を増やすこと。
 - ⑩外国から転入してきた児童・生徒が増えている。授業補助時間数を増やすことや教材準備を市として共有化することで、学級担任・授業者の負担軽減をはかること。人的な支援を拡充すること。
7. 教職員の勤務負担軽減・労働条件の改善を抜本的におこなうこと。
 - ①文科省「働き方改革(平成31.3.18通知)」が指摘する「適正な勤務時間の設定」を検討すること。勤務時間前の出勤を前提とした各学校の教育計画について、その改善策を豊中市教委として示すこと。
 - ②病休・休職明けの復帰については本人の状況を考慮し、人員を配置するなど、負担を軽減すること。
 - ③宿泊行事において人員を確保するなどして、実質的に休憩時間をとることができるようにすること。
 - ④出退勤システムを活用し長時間労働の原因を分析し、長時間労働の解消につなげること。
 - ⑤「新出退勤システム」「校務支援システム」「コドモン」導入等にとともない、データ入力作業やデータ確認作業など新たな負担が生じている。現場の声を聞き、使いやすく改善すること。
 - ⑥重大事故につながりかねない施設・設備の点検は専門性のある人が行うこと。

- ⑦運動会・体育大会において日射病、熱射病の危険性が増している。テントの設置・撤去が教職員の大きな負担になっている。軽減するための予算化を行うこと。
 - ⑧やむを得ず勤務時間外に保護者に連絡した際、折り返しの電話を機械的に留守番電話にしないよう、着信履歴が見える電話機にすること。
 - ⑨教室・職場が安全・快適な室温環境になるために最上階教室の屋上の遮熱対策を施すこと。
 - ⑩安全・快適な学習・作業環境にするため、設置されていない特別教室および準備室のエアコン設置をすすめること。
 - ⑪職員用トイレに暖房便座を設置すること。また、洋式化をすすめること。
8. 労働安全衛生法に基づく学校環境、勤務労働条件を整えること。
- ①学校事業場安全衛生委員会の「労働者側委員」の選出を豊中市の学校職場労働者の声が反映する形にあらためること。
 - ②教育委員会等が主催する授業研究発表会開催校の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。休憩時間が保障されない、長時間勤務の実態を是正すること。
 - ③アスベストの危険性について正確な情報を教職員に周知すること。
9. 転勤は教職員の勤務労働条件の大きな変更である。機械的な異動をおこなわないこと。
- ①本人の希望しない校種間（小学校から中学校、中学校から小学校）異動はおこなわないこと。
 - ②短期年限の希望しない職場異動は、おこなわないこと。
 - ③育児・介護休業法は離職を生まないように仕事との両立をうたっている。転勤に際しては、育児又は介護の状況に十分配慮し、本人の意向を考慮すること。
 - ④産育休・病休中の異動は行わないこと。産育休・病休明けの本人が希望しない異動は行わないこと。
10. 臨時教職員の雇用を守り、勤務労働条件の改善をすすめること。
- ①府費講師から市費講師、市費講師から府費講師に切り替わることで変更となる勤務条件を事前に文書で示し、ていねいに説明すること。
 - ②市費講師は本人の条件や希望を聞いた上で、配置すること。
 - ③会計年度職員（非常勤講師）の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。
 - ④非常勤講師の賃金、交通費、一時金、有給休暇、健康保険、研修などの待遇改善が引き続き行われるよう府に強く働きかけること。
 - ⑤希望する臨時教職員の雇用保障をおこなうとともに、均等待遇に向けた方途の検討を早急にすすめること。
 - ⑥人員不足を解消するためにも市費講師（任期付常勤職員・会計年度職員、非常勤職員等）の賃金面での待遇改善をさらに行うこと。
 - ⑦健康診断の公費負担の範囲を拡大すること。
11. 豊中市教職員に対するハラスメント事案についての速やかな対応をすること。
- ①ハラスメントの相談窓口として、大阪府は府費教職員に対し外部相談機関（日本ハラスメント協会）を案内している。しかし、豊能地区は対象外である。豊中市の教職員も外部相談機関に相談できるようにすること。
 - ②「パワーハラスメントの防止及び対応に関する指針」の内容に関して質問した（2023年2月1日）ことについて、早急に回答するとともに説明の場をもつこと。
12. 厚生労働省が育児・介護休業法改正で「仕事と育児・介護の両立」できる環境整備を雇用主に求めている。育児・介護を理由にした離職を防ぐためにも豊中市として教職員（労働者）に寄り添った

対応をおこなうこと。本人からの苦情の申し出を受けつける苦情処理窓口を設けること。

13. 国際機関 ILO・ユネスコ共同専門家委員会 (CEART) は大阪府がすすめる教員評価制度が「教員の地位に関する勧告」(1966年)から逸脱していると批判し、その「根本的な再検討」を求めている(2008年)。教育は教職員が協力し合い、子どもの人間的な成長を保障する営みである。しかし、「評価・育成システム」はそれぞれが目標達成、成果を出すためのとりくみが強いられている。自己申告票の書き直しによる負担も増えている。また、納得のいかない評価結果など、教職員からの不満の声が毎年うまれている。

- ① 「評価・育成システム」をおこなわないこと。
- ② 「苦情審査会」は独立した「第三者機関」とすること。
- ③ 「研修履歴の記録」は評価には結びつかないことを学校長に周知すること。

14. 地震・大型台風、集中豪雨などの自然災害を想定した学校における環境の整備をすすめること。

- ① 大地震を想定し、教室等の窓ガラス強化やガラスが飛散しない対策等、長期・短期の計画をたてること。
- ② 南部地域における学校施設を利用した避難場所対策の具体化をはかること。(標高0m、備蓄倉庫や避難場所の体育館)
- ③ トイレの逆流が起こらないように対策をすること。

15. 1校に1基のエレベーター設定はもちろんのこと、渡り廊下でつながるなど一か所のエレベーターで校舎内の移動が対応できない学校がある。児童・生徒の移動は教職員が抱きかかえたり階段昇降機を使用したりする必要があり、心身ともに負担が大きい。校内の必要な場所への移動ができるエレベーター設置をおこなうこと。

16. 学校・教室環境を改善すること。

- ① 児童・生徒の教室ロッカーが少ない等の問題をもつ教室は改修・改善を行うこと。また、今のランドセル規格にあったロッカーを設置すること。
- ② 机の広さを教科書サイズに合わせたものに改善すること。

17. 次の教育条件の充実・整備をすすめること。

- ① 郷土資料館を有効に活用するために、バスの借り上げ運行を行い、市内すべての地域の子どもたちが現地で学習することを保障すること。
- ② 廃校となった学校施設を活用し、土器類などの文化財も公開収蔵ができ、参加体験型の新たな郷土資料館を計画すること。
- ③ 小学校3年生の子どもたちが公共施設の役割の一つとして具体的に学習する公共図書館を、歩いて行ける場所で維持すること。
- ④ 小学校4年生の社会科で学習するクリーンランド・下水処理場の社会見学に必要な予算措置(バス借り上げ等)をおこなうこと。

18. 保護者の教育費負担を軽減する施策は必要と考える。しかし、豊中市がはじめた「教育費一部無償化」は学校教育活動を進めるうえで弊害が生まれている。「バスを利用した校外学習ができにくくなった。」「必要な教材・教具を買うことができない」といった声がでている。これまで行ってきた学校教育活動を保障できるように予算を大幅に増額すること。

19. WHO(世界保健機構)の基準は生徒100人以下である。学校を統廃合するのではなく、小規模な学校のよさを生かした学校づくりをすすめること。

- ① 統廃合によってつくられる義務教育学校は校区が広がり、子どもの人数も施設規模も大きくなる

ことで教職員の負担増になり、子どもへのていねいな対応も難しくなる。「庄内さくら学園」「庄内よつば学園」での検証をおこなっていくこと。

②1000名を超える規模の大きな学校を統廃合によってつくらないこと。

③文科省「適正規模・適正配置等の手引き」（平成27年）で指摘する問題を解決するための措置をとるために、過大規模、大規模校の問題解消に向けての計画をたてること。大規模校での負担軽減のための図書館司書の複数配置をおこなうこと。

20. 小学校と中学校の教職員が連携・交流することは必要だが、豊中市が市内全域でおしすすめている「小中一貫教育」は各校の独自性を認めず、画一的なものである。小・中学校合同の会議や研修、また、担当者（首席・指導教諭等）の出張が増えている。さらに、これまでの業務の上に新たな仕事が増えて教職員の負担が増している。「教員不足」の状態の中で、新たな仕事を増やさず、勤務の負担軽減を図ること。

21. 教員免許更新制の廃止と教育公務員特例法一部改正にかかわって教員免許更新制の廃止の一方、教育公務員特例法を一部改訂して「研修などに関する記録」を行うことを義務付けた。「研修の記録」は、あらたに教職員の業務負担を著しく増大させる。「研修の記録」は自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、教職員の資質向上にマイナスに働くと考える。

①憲法に保障された「学問の自由」に基づく教育研究活動を保障すること。

②研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大するなど、自主的研修を保障すること。

③初任者の研究授業準備が過剰な勤務実態となっている。勤務負担とならないよう、時期や回数をおしつけないこと。

22. 学習指導要領はあくまで大綱的な基準である。（最高裁判決）

①学習指導要領が述べる「各学校においては…教育課程を編成するものとする」ことを確認するとともに、各学校の教育課程編成権を尊重すること。

②校内の教育活動以外の研究指定校等については「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3.18通知）」にあるように大胆に見直すこと。

③大幅に標準授業時数をこえている学校については、教職員への負担が大きいとともに、子どもにとっても負担になっている。この点を改善すること。

23. 教職員の負担増と子どもの自尊感情の低下につながり、法令上の権限を逸脱している大阪府新学力テスト（すくすくウオッチ）の中止を大阪府に求めるとともに、豊中市として参加しないこと。中学校生活が歪められ、重大な問題点をもったチャレンジテストを中止するように大阪府に強く申し入れること。また、小学校3年生からの「体力テスト」についても学校にその実施をおしつけないこと。

24. 中学校部活動の地域展開は、児童・生徒・保護者・教職員・地域の意見を十分に聞きとること。生徒の居場所の保障と教職員の働き方を検討してすすめること。

25. 民間プール施設活用の拡大については、各学校の意見を十分に聞き取り、画一的におこなわないこと。

①夏休み中の子どもたちの過ごし方を考え、プール開放日数を増やすこと。

②プールの遮熱対策を行い、授業中の指導が安全にできるようにすること。

③老朽化に伴うプールの改修をおこなうこと。プール管理に公的予算をつけること。

26. 放課後子どもクラブの民間委託をすすめないこと。市が責任をもって放課後子どもクラブを運営

すること。

27. 学校給食について、地球環境を考え、子ども本位の抜本的な対策を行うこと。

- ①学校給食の無償化を進めること。
- ②民間に任せるのではなく、直営の方向性をさぐること。
- ③食育、アレルギー対応などに対する教員の負担を軽減するため、全校に栄養教諭の配置をおこなうよう大阪府に要望すること。
- ④国産・有機の食材を使用すること。安全性に不安のある食材は必要な検査をおこなうこと。
- ⑤食品ロスやプラスチック使用についての問題を解消する学校給食をすすめること。

28. UNESCO 世界報告書「教育におけるテクノロジー:誰の条件に応じたツール」(2023)は ICT 教育に警鐘を鳴らし、「適切な使用」をよびかけている。

- ①ICT 支援員を常勤に戻すなどして、教職員の負担軽減を図ること。
- ②どのような授業方法をおこなうかは「教育をつかさどる」教諭に委ねられている。一律のタブレット使用を押し付けないこと。
- ③「AI ドリル」の使用は教員が判断することであり強要しないこと。

29. 不登校、教室に入れない児童・生徒が増加し教職員の負担が増している。始業前や放課後指導も含め個別の対応が必要なケースもある。授業中に個別指導ができないため、休憩時間に指導をすることもある。SC, SSW との面談や保護者の相談、外部機関とのカンファレンスなどの時間も必要である。そのために勤務時間が圧迫されている。

- ①不登校、教室に入ることのできない児童・生徒に対応する人員を配置するなどして教職員の負担軽減を図ること。
- ②個別指導の場所が確保できないため、校長室、保健室、廊下の一角など利用している実態がある。専用教室を確保するなど環境整備をおこなうなどして教職員の負担軽減を図ること。

30. 支援学級在籍の児童・生徒の増加、多様化で慢性的な人手不足の実態がある。児童・生徒の安全確保はもちろんのこと、指導上も支援教育サポーターとのチームワークは必要不可欠である。また、今年度より支援教育サポーターの仕事として通級指導教室に入室する児童・生徒の通常学級における介助の仕事も加わった。支援教育サポーターの業務内容を本人はもちろん職場にも周知すること。人員増を引き続きおこなうなどして負担軽減を図ること。

31. 支援コーディネーターの選任により研修が進み、校内委員会やケース会議が増えるなど特別支援教育の充実が図られているが、専門的知識や経験を要する支援コーディネーターの仕事量が激増している。SC, SSW との面談の時間も必要である。支援コーディネーターの専任化を要求する。

32. 巡回相談の事業において、専任の巡回相談員を置くことを要求する。

33. 新設、継続にかかわらず、在籍児童・生徒が1人でも学級設置に向けて府にはたらきかけること。

34. 年度途中の支援学級在籍児童・生徒の増加に対して、必要に応じて人員配置を行うこと。

35. タブレット使用については、支援学級在籍児童の成長・発達、及び合理的配慮に基づいた有効な使用の仕方について方向を示すこと。

36. 養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養護教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のための改善策を示すこと。